

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金実施要領）

<p>（新）令和8年度 補助金実施要領</p>	<p>（旧）令和7年度 補助金実施要領</p>
<p style="text-align: center;"><b>高知県中山間地域生活支援総合補助金実施要領</b></p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 補助対象及び対象外事業並びに補助申請書に添付する資料</p> <p>1 各事業の事項</p> <p>(1) 生活用水確保支援事業</p> <p>アからエ (略)</p> <p>オ 補助申請書に添付する資料</p> <p>(ア) から (ス) (略)</p> <p>(セ) 事業実施主体が市町村等以外の場合は、市町村等の補助金交付要綱又はこれに準ずるもの</p> <p>(ソ) 及び (タ) (略)</p> <p>(2) 生活用品確保等支援事業</p> <p>アからウ (略)</p> <p>エ 補助申請書に添付する資料</p> <p>(オ) 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 法人企業が事業実施主体である場合は、添えること。</p> <p>(カ) 住民票 個人事業者が事業実施主体である場合は、添えること。</p> <p>(キ) から (ケ) (略)</p> <p><u>(3) 燃料確保支援事業</u></p> <p><u>ア 補助対象事業</u></p> <p><u>(ア) 要綱別表第1の事業区分3に掲げる燃料確保の実施に当たっては、以下の条件を満たす場合に補助対象とする。</u></p> <p><u>a 中山間地域に所在するガソリンスタンドであること</u></p> <p><u>b 中山間地域における住民生活や産業活動のために必要な燃料</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>高知県中山間地域生活支援総合補助金実施要領</b></p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 補助対象及び対象外事業並びに補助申請書に添付する資料</p> <p>1 各事業の事項</p> <p>(1) 生活用水確保支援事業</p> <p>アからエ (略)</p> <p>オ 補助申請書に添付する資料</p> <p>(ア) から (ス) (略)</p> <p>(セ) 事業実施主体が市町村等以外の場合は、市町村等の補助要綱又はこれに準ずるもの</p> <p>(ソ) 及び (タ) (略)</p> <p>(2) 生活用品確保等支援事業</p> <p>アからウ (略)</p> <p>エ 補助申請書に添付する資料</p> <p>(オ) 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 法人企業が事業実施主体となる場合は、添えること。</p> <p>(カ) 住民票 個人事業者が事業実施主体となる場合は、添えること。</p> <p>(キ) から (ケ) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金実施要領）

<p><u>確保の拠点として市町村等が、地域に存続が必要不可欠な施設であると判断し、支援することを決定したガソリンスタンド（市町村等が設置したガソリンスタンドを含む）であること</u></p> <p><u>（イ）要綱第8条第11号で定める「知事が別に定めるもの」は次のとおりとする。</u></p> <p><u>a 事業実施主体が国庫補助事業で事業実施主体としている「中小企業」以外の企業及び組合である場合</u></p> <p><u>b 補助対象経費がペーパー回収機能を備えていない計量器の更新である場合</u></p> <p><u>イ 補助対象外経費</u></p> <p><u>（ア）用地取得又は補償に要する経費</u></p> <p><u>（イ）車両購入に伴う公課費（自動車税、自動車取得税及び自動車重量税）、各種保険料</u></p> <p><u>（ウ）消防手続等に係る申請納付金、各種手続代行費</u></p> <p><u>ウ 補助申請書に添付する資料</u></p> <p><u>（ア）経費の見積書、設計書等</u></p> <p><u>（イ）見積書、設計書等に対応するカタログ、構造図等（主要なものに限る。）</u></p> <p><u>（ウ）施設の平面図（施工箇所や設備の設置箇所が確認できるよう着色すること。）</u></p> <p><u>（エ）現行施設や設備の状況写真（地下貯蔵タンクを除く）</u></p> <p><u>（オ）事業計画スケジュール表</u></p> <p><u>（カ）事業実施主体が揮発油販売業者である場合は、市町村等の補助金交付要綱又はこれに準ずるもの</u></p> <p><u>（キ）法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</u> <u>法人企業が事業実施主体である場合は、添えること。</u></p> <p><u>（ク）住民票</u> <u>個人事業者が事業実施主体である場合は、添えること。</u></p> <p><u>（ケ）決算諸表（貸借対照表、損益計算書及び消費税の確定申告書）</u></p>	
--	--

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金実施要領）

<p><u>事業実施主体が揮発油販売業者となる場合は、直近の2期分を添えること。</u></p> <p><u>(コ) 事業実施主体の定款（事業実施主体が市町村の場合は不要）</u></p> <p><u>(サ) (ア) から (コ) のほか、別表第1に定める書類</u></p> <p>第3 実績報告書に添付する資料 要綱第13条第1項の「別途定める書類」は次のとおりとする。 (1) 及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 燃料確保支援事業については、さらに別表第2に定める資料を添えること。</u></p> <p>第4 事業の実施等について (1) 会計経理 要綱別表第1に定める市町村等以外が事業実施主体となる場合の請負工事及び委託業務の発注、備品購入等に当たっても、県又は市町村の定めによることを原則とするが、それが困難な場合、三者以上の見積りによることとし、地域等の事情により三者以上の見積りが困難な場合は、その理由書を補助事業者に提出しなければならないものとする。 なお、このことは、競争入札の実施を妨げるものではない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>(附 則) この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(附 則) この要領は、令和3年3月22日から施行する。</p> <p>(附 則) この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>第3 実績報告書に添付する資料 要綱第13条第1項の「別途定める書類」は次のとおりとする。 (1) 及び(2) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第4 事業の実施等について (1) 会計経理 要綱別表第1に定める市町村等以外（以下、「市町村以外」という。）が事業実施主体となる場合の請負工事及び委託業務の発注、備品購入等に当たっても、県又は市町村の定めによることを原則とするが、それが困難な場合、三者以上の見積りによることとし、地域等の事情により三者以上の見積りが困難な場合は、その理由書を補助事業者に提出しなければならないものとする。 なお、このことは、競争入札の実施を妨げるものではない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>(附 則) この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(附 則) この要領は、令和3年3月22日から施行する。</p> <p>(附 則) この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p>
---	--

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金実施要領）

<p>(附 則) この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(附 則) この要領は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(附 則) この要領は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>(附 則) この要領は、令和8年5月12日から施行する。</p> <p>別添【地域の見守り活動の例示】 (略)</p>	<p>(附 則) この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(附 則) この要領は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(附 則) この要領は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>別添【地域の見守り活動の例示】 (略)</p>
---	---

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金実施要領）

<u>別表第1（要領第2の1（3）ウ関連）</u>		<u>（追加）</u>
工事種類	添付資料	
内面ライニング施工工事 電気防食システム設置 工事 精密油面計設置工事	(1) 同意書 (2) 消防法関係書類（下記①又は②、及び③） ① 「地下貯蔵タンク構造及び設置年月日照合願い（原本）」 *国庫補助事業申請の際に提出している場合はその写しで可 ② 地下貯蔵タンク設置時の消防法に規定する「危険物取扱所設置許可申請書 又は危険物取扱所変更許可申請書」、「地下タンク貯蔵所構造設備明 細書」並びに「完成検査済証」（いずれも写し） ③ 消防法に基づく「危険物取扱所変更許可申請書」及び当該申請に対す る「変更許可証」（いずれも写し） *申請時に③の全部又は一部が手元に無い場合は、事業着手までに 写しを提出すること (3) 国庫補助事業の交付申請書及び交付決定通知書の写し	
統計学による漏えい監視シ ステム装置設置工事（SIR設 置工事）	(1) 同意書 (2) 消防法関係書類（下記①又は②） ① 「地下貯蔵タンク構造及び設置年月日照合願い（原本）」 *国庫補助事業申請の際に提出している場合はその写しで可 ② 地下貯蔵タンク設置時の消防法に規定する「危険物取扱所設置許可申請書 又は危険物取扱所変更許可申請書」、「地下タンク貯蔵所構造設備明 細書」並びに「完成検査済証」（いずれも写し） (3) 国庫補助事業の交付申請書及び交付決定通知書の写し	
地下貯蔵タンクの効率化 （タンクの小型化）	(1) 同意書 (2) 消防法関係書類（下記①又は②、及び③） ① 「地下貯蔵タンク構造及び設置年月日照合願い（原本）」 *国庫補助申請の際に提出している場合はその写しで可 ② 地下貯蔵タンク設置時の消防法に規定する「危険物取扱所設置許可申請書 又は危険物取扱所変更許可申請書」、「地下タンク貯蔵所構造設備明 細書」並びに「完成検査済証」（いずれも写し） ③ 消防法に基づく「危険物取扱所変更許可申請書」及び当該申請に対す る「変更許可証」（いずれも写し） *申請時に③の全部又は一部が手元に無い場合は、事業着手までに 写しを提出すること (3) 国庫補助事業の交付申請書及び交付決定通知書の写し	
地下貯蔵タンクの効率化 （簡易計量器等の導入） 配送用タンクローリーの 更新 計量器の更新 POSシステムの整備	(1) 国庫補助事業の交付申請書及び交付決定通知書の写し	

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金実施要領）

<p><u>(別表第1参考)</u></p> <p>年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p>(事業実施主体) 住 所 氏名又は名称 及び代表者名 電 話 番 号</p> <p>担当者</p> <p>同 意 書</p> <p>当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、高知県中山間地域生活支援総合補助金における燃料確保支援事業を実施するに当たり、万一地下埋設タンク等に穴が開いていることが発見された場合は、遅滞なく県へご報告いたします。</p> <p>地下埋設タンク等に穴が開いている場合は地下土壌等への漏えいが想定されますので、関係行政機関に対しその旨を報告することに同意します。</p> <p>更に、行政機関から指導がある場合には、それに従うことを確約いたします。</p> <p>以 上</p>	<p><u>(追加)</u></p>
--	--------------------

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金実施要領）

(別表第1参考)

年 月 日

殿

地下貯蔵タンク構造及び設置年月日照合願い

の予算事業による地下貯蔵タンクに係る補助金の申請に当たり、下記の内容につきまして照合していただきたく、お願い申し上げます。

住 所

氏 名

印

記

1. 設置場所：
2. 設置者名：
3. 設置地下貯蔵タンクの油種、容量、タンクの種類、設置方法、地下貯蔵タンク完成検査済年月日、塗覆装の種類、板厚及び腐食のおそれが特に高い・高いの別

油種	容量	タンクの種類	設置方法	完成検査済年月日	塗覆装の種類	板厚	腐食のおそれが特に高い・高いの別(※)
	ℓ			年 月 日		mm	
	ℓ			年 月 日		mm	
	ℓ			年 月 日		mm	
	ℓ			年 月 日		mm	
	ℓ			年 月 日		mm	
	ℓ			年 月 日		mm	

※上記、地下貯蔵タンクのうち、新規制の措置が済んでいる場合、「措置済み」と記載。  
 ・施設内にある地下貯蔵タンクは、原則全て記載すること(廃止タンクを含む)。

上記のとおり相違ありません。なお、本照合書は、上記地下貯蔵タンクの構造等に変更があった場合等、照合の基礎となる事実に変更があった場合には失効します。

年 月 日

(追加)

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金実施要領）

別表第2（要領第3の（3）関連）		（追加）
工事種類	添付資料	
内面ライニング施工工事 電気防食システム設置 工事 精密油面計設置工事	(1) 消防法関係書類（下記①及び②） ① 消防法に規定する危険物取扱所変更許可に対応する「危険物取扱所 完成検査申請書」写し ② 当該申請に対応する「完成検査済証」写し	
統計学による漏えい監視シ ステム装置設置工事（SIR 設置工事）	(1) 消防法に規定する危険物取扱所に係る「軽微な変更届出書」写し	
地下貯蔵タンクの効率化 （貯蔵タンクの小型化）	(1) 消防法関係書類（下記①から③全て） ① 消防法に規定する貯蔵所設置許可に対応する「設置許可申請書（「仮 使用許可申請書」を含む）」写し、「構造設備明細書」写し及び「設 置許可書」写し ② 当該申請に対応する「完成検査申請書」写し ③ 当該申請に対応する「完成検査済証」写し	
地下貯蔵タンクの効率化 （簡易計量器等の導入）	(1) 地下貯蔵タンクを使用しないことが判る消防法に基づく関係書類等 （消防署等の受付印がある「廃止届又は休止届」等の写し）	
配送用タンクローリーの 更新	(1) 消防法関係書類（下記①から③全て） ① 消防法に規定する貯蔵所設置許可に対応する「設置許可申請書（「仮 使用許可申請書」を含む）」写し、「構造設備明細書」写し及び「設 置許可書」写し ② 当該申請に対応する「完成検査申請書」写し ③ 当該申請に対応する「完成検査済証」写し *指定数量未満の貯蔵量で、上記①から③の手続きを行ってない場合は 次の書類 ・当該申請に対する「少量危険物貯蔵届出書」等写し ・当該申請に対する「構造設備明細書」写し	
計量器の更新 POSシステムの整備	(1) 消防法関係書類 〈消防申請がある場合（以下①から④全て）〉 ① 消防法に基づく「危険物取扱所変更許可申請書」写し ② 「変更許可証」写し ③ 「完成検査申請書」写し ④ 「完成検査済証」写し 〈消防届出がある場合〉 ① 「軽微な変更届出書」写し	